平成28年10月19日付け諮問第24号

「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の 促進方策の在り方」

中間答申(案) (概要)

平成29年7月20日 情報通信審議会 情報通信政策部会

視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方 (情報通信審議会への諮問の概要及び検討経緯)

諮問理由

- ✓ ブロードバンドの普及や視聴方法の多様化等を踏まえ、一部の放送事業者はブロードバンドを活用した同時配信の取り組みを実施。
- ✓ 視聴者の利便性向上等につながる可能性がある一方、「放送を巡る諸課題に関する検討会第一次とりまとめ」(平成28年9月)においては、システムへの負荷等の技術面での課題、ネットワーク利用に係る費用負担や権利処理の在り方等、放送コンテンツの配信を実現する上での課題について検討が必要である旨が示されている。
- ✓ さらに、インターネットを活用した放送コンテンツの提供等、放送コンテンツの二次利用の進展に対応するため、放送コンテンツ分野における製作環境の改善や製作意欲の向上等を図る観点から、放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通を確保していくことが重要とされている。
- ⇒ 視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について諮問。

検討経緯

平成28年10月19日(情報通信政策部会)

「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」の設置

平成28年11月4日(委員会 第1回)

WGの設置等(2~7回までWGと合同開催)

平成28年11月4日(第2回)

~ 平成29年2月2日(第4回)

WGの設直等(2~7回までWGC占向開催)

- ✓ 放送事業者による同時配信の取組概要 ハイブリッドキャスト活用による4K同時配信(フジテレビ、東京MX)、モバイル向け同時配信(テレビ東京、東京MX等)
- ✓ 同時配信に係る周辺動向(視聴者ニーズ(電通総研)、海外事例(MRI)等)
- ✓ 配信コスト試算(IIJ)
- ✓ ラジオにおける取組概要(radiko) 等

平成29年2月24日(第5回)

これまでの議論を踏まえ3つのタスクフォースを設置

スマートテレビ等を活用した4K配信技術TF

- (1)4Kコンテンツ配信時における放送波への引き戻し や広告差し替えに係る必要な方式等の整理
- (2)効率的な配信方式として、マルチキャスト導入可能 性の検討

モバイル同時配信技術TF

- (1)サービス内容(画質、字幕、地域制御等)に応じて 必要となる機能、システム構成のパターン及び想定 されるコスト等の整理
- (2)各パターンごとのメリット・デメリットの整理及び課題 検証

放送コンテンツ製作取引TF

- (1)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の 内容の普及・定着を図るための、行政、関係団体及び関係 各社が具体的に取り組むべき措置
- (2)ガイドラインの実効性を確保するための方策及び今後の 取引を円滑なものとするための手法など継続的な取組み など

平成29年4月20日(第6回)

TFの検討結果の報告、報告書骨子の検討

平成29年5月25日(第7回)

中間報告書(案)の検討(意見募集:5月27日~6月26日)

平成29年7月13日(第8回)

中間報告書の取りまとめ

平成29年7月14日(情報通信政策部会)

中間答申(案)の取りまとめ

第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性

放送コンテンツの視聴環境の変化

視聴デバイスの変容

・スマートフォンの普及(世帯普及率72.0%(2015年))

・テレビの高機能化(4K・ハイブリットキャスト※対応テレビの出荷増、ネット接続率の増加)

※放送波に連動してネット経由のコンテンツを テレビ側に提供できる放送通信連携システム

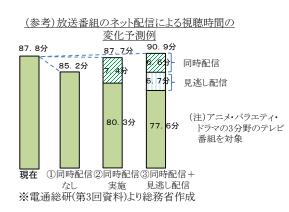
テレビ視聴動向の変化

10,20代を中心とした行為者率※、視聴時間及びテレビ保有率の減少

※1日15分以上テレビを見る率

動画配信サービスの拡大・多様化

- ・動画配信市場への参入拡大 (Hulu,Netflix,amazon,DAZN等)
- ・ネット配信による4 Kコンテンツの提供 →4 Kテレビによる視聴拡大



放送事業者の取り組み

4K8K放送の開始

CATV、IPTV、124/128度CS放送開始(2015年~)、BS,110度CS放送開始予定(2018年~)

ネット配信の展開

- ①見逃し配信の拡大(TVer等)、ネット独自番組の配信(AbemaTV等)
- ②モバイル・PC向け同時配信

地上放送:一部放送事業者(NHK、テレビ東京、東京MX、日本テレビ※)(こより実施

衛星・ケーブル:専門チャンネルの一部についてサービス開始(スカパー、JCOM等)

※日本テレビは、ニュース専門チャンネルの同時配信

(参考)ラジオでは、民間放送事業者等による「radiko.jp」(2010年~)やNHKによる「らじる★らじる」(2011年)が提供

③テレビ向け4 Kコンテンツ配信

一部の地上放送事業者が4K対応テレビ向けの配信実験を実施

民間放送事業者:東京MX(2015年3月)、フジテレビジョン(2015年12月及び2016年11月)、

名古屋テレビ(2016年3月及び12月)により同時配信実験を実施

NHK: リオデジャネイロオリンピックにおいて一部競技のライブ配信や見逃し配信を実施

諸外国における放送事業者によるネット配信への取組

○欧米では同時配信サービスを見逃し配信と組み合わせる形態等で提供中。

《米国》 地上 4 大ネットワーク(NBC,CBS,ABC,FOX)は、2010年代からケーブルとパッケージで自局番組の同時配信を開始 見逃し配信と組み合わせたサービス(NBC,CBS,ABC,FOX)や有料で広告なしのサービス(CBS)を提供している事例あり

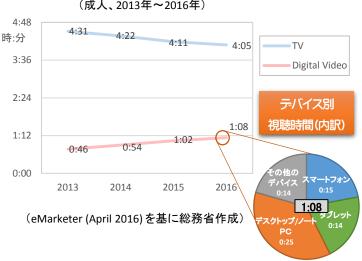
《欧州》 2000年代半ばから公共放送、民間放送ともに同時配信サービスを開始(見逃し配信と組み合わせた展開)。

○近年では、プラットフォーム事業者による多チャンネルサービスも相次いで開始。 (YouTubeTV(米国)、TVplayer(英国)、Molotov(フランス))

米国における1日当たり 平均視聴時間(成人)

米国では、テレビの平均視聴時間が下がる一方で、多様なディバイスでのコンテンツ視聴が増加する傾向。

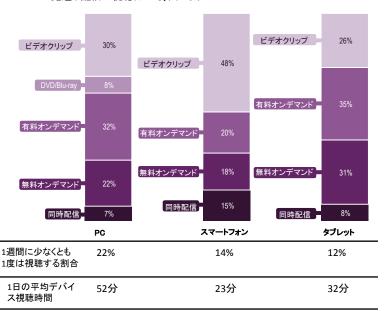
米国における1日当たり平均視聴時間とデバイス別の内訳 (成人、2013年~2016年)



英国における視聴方法ごとの視聴時間の割合(画面別)

英国では多様なディバイスでVoDや同時配信が視聴されている。 (参考)Ofcomの資料を基に試算すると、

- ・同時配信の視聴は1.6分/日・人
- ・見逃し配信の視聴は4.3分/日・人



出展: Ofcom Digital Day 2016. Base: Adults aged 16+ who watched anything on each type of device

欧米における配信プラット フォーム事業者の例

欧州では近年、プラットフォーム事業者が多くの チャンネルを視聴できるサービスを提供している 事例が見られる。

【米国の例: Youtube TV(Google社)】

▶ 4 大ネットワークや有料放送が視聴可能。 クラウド上での録画も可能。

【英国の例:TVPlayer (Simplestream社)】

 無料サービスについては、 79チャンネル が視聴可能(2016年12月時点)

【仏国の例: Molotov (Molotov社)】

- ▶全地上波放送や配信可能な見逃し 配信番組が視聴可能。
- ▶ 2 0 1 6 年 1 1 月のサービス開始から 半年で利用者数が100万人超え。

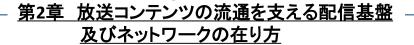
(Simplestream社ホームページ、 Molotov社ホームページ等を基に総務省作成)

放送サービスの高度化の方向性と課題

- ○より多くの放送コンテンツの視聴機会を高める観点から、放送事業者によるテレビ・モバイル・PCへのネット配信が拡大することを期待。
- ・モバイル等へのネット配信:視聴時間・視聴場所の拡大に加え、災害時等における情報伝達手段としての役割。
- ・テレビ向け4K番組配信:4K8Kコンテンツの製作・流通の拡大への寄与。
- ○ネット配信の拡大に伴い、視聴データを活用した番組レコメンドやターゲティング広告など、新たなサービスの展開にも期待。

同時配信の実施にあたっての課題

- 〇地方放送事業者を含めた多くの放送事業者が参画可能な環境整備
- 〇大容量のトラフィックが発生した場合の通信ネットワークに対する負荷
- ○放送コンテンツの二次利用の進展に対応した製作・流通の確保



モバイル・PC向け同時配信

サービス内容(字幕、災害情報配信、地域制御等)に応じて必要となる機能、システム構成のパターン整理及び想定されるコストの試算並びに課題抽出

テレビ向け4Kコンテンツ同時配信

4Kテレビ向けの4Kコンテンツ配信の普及促進(ハイブリッドキャストの活用、マルチキャスト方式の導入可能性)

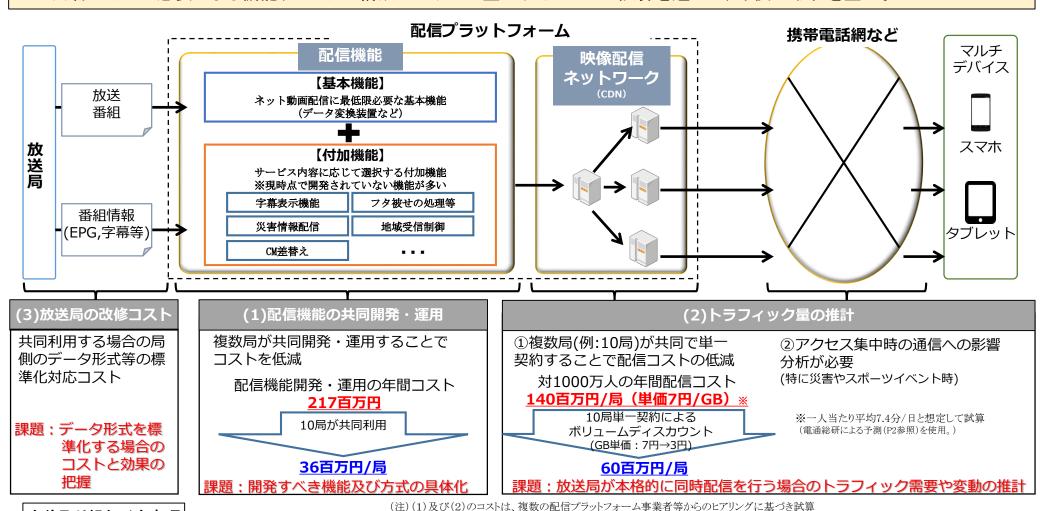
第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通 の確保

放送コンテンツの適正な製作取引の推進

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の内容の浸透・定着を図るための具体的方策

迅速かつ円滑な権利処理の確保

同時配信における著作権等の迅速かつ円滑な処理に向 けて取り組むべき事項 モバイル・PC向け同時配信サービスに係る技術課題の整理や効率的な配信システムの構築・利用の在り方を検討するため、サービス内容に応じて必要となる機能、システム構成のパターン整理及びコストの試算を通じて、今後の取組を整理。



今後取り組むべき事項

複数の放送事業者が連携した実証事業により、以下の検討を進めることが必要

- (1)「災害情報配信」、「字幕表示」など現在の動画配信サービスで提供されていない配信機能等の提供方式及び技術仕様の策定
- (2) 同時配信が本格化した場合に想定されるトラフィック需要(①総量及び②ピーク量)の推計
- (3)配信機能を共同利用する場合の放送局設備の改修コストの算定(データ形式等の標準化対応)

放送事業者による4Kコンテンツのネット配信機会の拡大を通じて、放送サービスの高度化を図るため、4K同時配信に係る課題 (①ハイブリッドキャストの活用、②高精細映像の安定的・効率的な配信)について、今後の取組を整理

①ハイブリッドキャストの活用に係る課題

【ハイブリッドキャストサービスに対する視聴者認知の向上】

地方放送事業者の参画や全国で放送するNHKのサービス拡大等が重要 →コンテンツ製作や受信機動作検証に必要な情報の共有等が必要

【放送事業者間での4K同時配信の運用方法の確立】

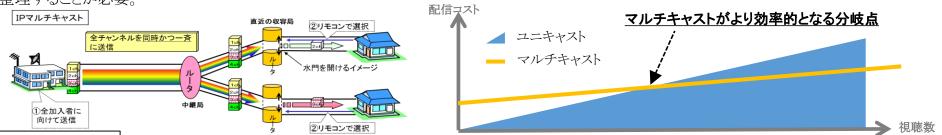
→災害情報提供やCM差し替え等について、規格・推進団体が中心となり、 放送事業者の運用パターンや受信機が実装すべき機能の確立が必要

【放送波への自動遷移無し】 H D 放送 W書報道など W書報道など (ペントメッセージ) は残者の 安心・安全を確保 4 K 配信

②高精細映像の安定的・効率的な配信に係る課題

安定的・効率的な配信方法として、マルチキャスト方式の導入が考えられるが、現状は以下の通り。

- ○ケーブルテレビ事業者や電力系通信事業者の多くのネットワークが未対応。
- ○既に対応している通信事業者のネットワークにおいても4K映像等の大容量コンテンツの配信を想定した設計・構成になっていない 等
- →放送事業者、ケーブルテレビ事業者を含めた通信事業者、受信機メーカ等の関係者間が、導入にあたっての運用課題・ビジネス課題等を 整理することが必要。



今後取り組むべき事項

- ○地方放送事業者の参画による実証事業を早急に実施し、その成果を基に、規格・推進団体が中心となり、
 - ・放送事業者の運用パターンや受信機が実装すべき要件の整理、情報共有基盤の整備、地方における人材育成等を図る
 - ・マルチキャストの導入に関し、放送事業者、通信事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカ等の幅広い関係者が連携し、導入に当 たってのガイドライン等を整備する

などサービスの拡大に必要な取組を行う。

○2020年のオリンピック・パラリンピックを念頭に、全国で放送するNHKを中心に、ハイブリッドキャストを活用した4K配信サービス等の拡大を図る。

第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保(製作取引)

- ○放送コンテンツ分野における適正取引の推進にあたっては、総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が 平成21年2月に策定されている。
- ○しかし、その浸透・定着は未だ十分ではなく、フォローアップ調査の回答によれば、下請法において義務とされる「発注書の書面交付」をはじめ、「著作権の帰属」や「取引価格の決定」に関する事前協議の有無といった事項について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果がみられた。
 - ・「発注書の書面交付」が無かった等(放送事業者:21.5%、番組製作会社:42.4%)
 - ・「著作権の帰属」に関する事前協議が無かった等(放送事業者:14.0%、番組製作会社:42.1%)
 - ・「取引価格の決定」に関する事前協議が無かった等(放送事業者:2.4%、番組製作会社:32.7%)
- ○民間ベースによる対話・情報共有の場の設置についての提案があり、放送事業者と番組製作会社の双方による「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の設置が決定(本年6月設立)

「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の概要

目的

業界団体及び関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的とする。

組織体制

学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成し、(一社)日本民間放送連盟及び(一社)全日本テレビ番組製作社連盟を共同事務局とする民間ベースの推進協議会として設置する。なお、オブザーバーとして関係行政機関が参加する。

活動内容

- (1)業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み
- (2)推進計画の作成
- (3)研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4)業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5)ベストプラクティスの収集・共有
- (6)推進計画のフォローアップ

── 構成員

- 〇学識経験者
 - •内山 降 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
- 〇放送事業者側
 - •(一社)日本民間放送連盟
 - •日本放送協会
 - •(一社)衛星放送協会
 - (一社)日本ケーブルテレビ連盟
- 〇番組製作会社側
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟
 - •(一社)全国地域映像団体協議会
 - •(一社)日本動画協会
- Oオブザーバー
 - ・総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課
- 〇事務局
 - •(一社)日本民間放送連盟
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟

第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保(権利処理)

○放送や放送後のネット配信については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約※等による実務上の運用手続が形成

※著作権等管理事業者の管理する著作物等の利用にあたって包括的に許諾する契約。これにより、当該著作物等に関する個別の許諾が不要になる。

放送と放送後のネット配信における主な著作権等の権利処理に関する原則的運用の例

権利種別	権利者	法と実態	放送(地上波の初回放送※※の例)	ネット配信(VOD等の異時配信の例)
著作権	原作者	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	個別許諾	個別許諾
	脚本家	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用		個別許諾
	作詞家·作曲家 JASRAC 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾(各放送事業者)	包括許諾(各放送事業者)
著作 隣接権	実演家(映像)	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾(芸能プロダクション⇔各放送事業者)	個別許諾(aRma※※※⇔各放送事業者)
	レコード原盤権者 日本レコード協会	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約(NHK·民放連)	包括許諾(各放送事業者)

※※ 放送事業者が自ら放送番組を製作する場合

※※※ aRma: 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構(audiovisual Rights management association)

○同時配信の実施にあたっては、放送開始までに権利処理を行うことが必要

今後取り組むべき事項

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。